

〔論 説〕

消費者裁判手続特例法に基づく
被害回復裁判手続の独自性と発展性 (3)

八 木 敬 二

目次

序章 問題関心と課題の設定 (以上、成蹊法学 94 号)

第一章 フランス法

第一節 グループ訴訟の系譜

第一款 集团的利益論と集団訴訟

第二款 グループ訴訟

第一目 グループ訴訟の成立に至る経緯

第二目 消費者法上のグループ訴訟とその拡大

1. グループ訴訟の一般的な流れ
2. 簡易グループ訴訟
3. 和解によるグループ訴訟の終了
4. 競争法上のグループ訴訟 (以上、成蹊法学 97 号)
5. 2016 年法以降の状況と個別法に固有の事情

第二節 グループ訴訟の特質

第三節 小括 (以上、本号)

第二章 ドイツ法

第三章 日本法

5. 2016 年法以降の状況と個別法に固有の事情

(1) 2016 年法と個別法

2016 年 11 月 18 日の法律第 1547 号（以下「2016 年法」という。）⁽¹⁾の提示する共通枠組みを検討する前に、同法の形式面において（以下「2014 年法」という。）⁽²⁾と大きく異なる点を一つ確認しておく。すなわち、2014 年法とは異なり、2016 年法は団体による差止訴訟を含む形でグループ訴訟を規定しているのである⁽³⁾。しかし、このような規定の仕方については、グループ訴訟の定義を曖昧にしているとの批判も加えられている⁽⁴⁾。たしかに、集团的利益に関わる差止訴訟と個別的利益を前提とするグループ訴訟は区別されるべきとされるものの、次節で後述するように、訴訟物に着目すれば、違法行為の差止めと同一の違法行為に起因する相手方の責任原因の存在の確認はかなり類似している。そして、2016 年法のグループ訴訟も、基本的な訴訟構造は 2014 年法をベースにしており、単に訴訟物として違法行為の差止めも行うことができるとしているにすぎない。したがって、グループ訴訟の内容に差止訴訟としての要素が取り込まれていたとしても、個別的な請求権に係る団体による 2 段階型の賠償請求訴訟であるという内実は必ずしも失われないと解されよう。

2016 年法の内容を概観すると、法律上又は契約上の義務の違反を共通の原因として、類似の状況におかれた数人が同一人によって引き起こされた損害を被ったとき、グループ訴訟が開始され（2016 年法第 62 条第 1 項）、原告の提出する個々の事案に鑑みて責任判決がなされる（2016 年法第 66 条）。しかし、2014 年法と異なり、グループ訴訟の開始前に相手方に対して催告することが必要とされ、催告後 4 か月が経過しないとグループ訴訟が受理されない点（2016 年法第 64 条）、第 2 段階における損害額

(1) Loi n° 2014-344 du 17 mars 2014 relative à la consommation.

(2) Loi n° 2016-1547 du 18 novembre 2016 de modernisation de la justice du XXI^e siècle.

(3) しかも、個人情報保護事件に関するグループ訴訟は事業者の義務違反の差止めのみを対象とする規定となっていた。ただし、同訴訟類型は 2018 年 12 月 12 日のオルドナンス第 1125 号第 1 条によって廃止されている。

(4) Soraya AMRANI-MEKKI, L'action de groupe du 21^e siècle : un modèle réduit et réducteur?. *JCP G*, 2015, p.2030 ; Cécile CHAINAIS et al., *Procédure civile*, 36 éd, 2022., p.1434 ; Jerome JULIEN, *Droit de la consommation 2^e éd*, 2017, p.640 note 95.

の確定手続が詳細に規定された点が特徴的である。

いずれの点も、相手方と申立団体との間の合意による解決を促進することに期待した規律である。まず、必要的催告については、4か月の猶予期間中に相手方にグループ訴訟に対応した準備をする猶予を与えることで、相手方は和解に応じやすくなるとされる⁽⁵⁾。ただし、(消費者法と同様に)公衆衛生法においてはこのような催告は必要とされず(公衆衛生法L.1143-2条第4項)⁽⁶⁾、労働法においては催告期間が6か月に延長されている(労働法L.1134-9第3項)⁽⁷⁾など、紛争の特性に応じた微妙な調整がなされている。

次に、第2段階の手続について、2014年法の手続は第1段階に相当の比重が置かれ、第2段階の手続に関する消費者法L.623-18条以下は極めて簡素な規定となっていたが、2016年法は、グループ訴訟を損害賠償のための個別手続(2016年法第69条以下)と損害額の確定のための集団手続(2016年法第72条以下)に分解し、対象消費者が賠償を得るまでの経過がより明らかなものとされた。その結果、差別事件と公衆衛生事件については、損害賠償のための個別手続のみが想定される(公衆衛生法L.1143-11条、労働法L.1134-10条)など、手続のあり方がより柔軟なものとなっている。

そのほか、2016年法の枠組みにおいては、簡易グループ訴訟の手続(消費者法L.623-14条以下)が存在しない点が指摘できる。次款で後述するように、グループ訴訟と簡易グループ訴訟のような代位訴訟は法的性質が異なると考えるならば、簡易グループ訴訟はグループ訴訟それ自体の特質と関係するものではなく、消費者紛争の特性から特別に認められた例外的な手続であることになるだろう。また、訴訟の原告は、保険法第L.124-3条の適用による責任者の民事責任を保証する保険者に対して直接訴える

(5) *Projet de loi portant application des mesures relatives à la justice du XXI^{ème} siècle* déposé le 31 juillet 2015, n° 661, p. 20.

(6) 消費者法及び公衆衛生法上のグループ訴訟は2016年法の制定前に既に創設されており、その段階で既に議論が尽くされている面があったことがその理由として挙げられる。

(7) 差別事件はより和解的解決が望ましいからであるとされる。ただし、差別差止請求をしていた場合などには当該請求が催告に代替する。Maria José AZAR-BAUD, *Variations autour du régime de l'action de groupe*, *JCP E*, 2017, n° 27, p.1381 参照。

消費者裁判手続特例法に基づく被害回復裁判手続の独自性と発展性 (3)

ことができるとされ (2016 年法第 83 条)、グループ訴訟の被告となり得る者が拡大されている。

また、2016 年法の細目を定める 2017 年 3 月 6 日デクレ第 888 号により、民事訴訟法典にもグループ訴訟に関する規定が挿入されるに至った (民事訴訟法典第 848 条以下)。ここでは、特に裁判管轄などの手続的細目が整序されている。

最後に、公衆衛生法が友誼的賠償合意 (convention d'indemnisation amiable) として調停に関する規定を多めに有している点も一つの特徴として挙げられる (公衆衛生法 L.1143-6 条以下)⁽⁸⁾。

(2) グループ訴訟の現況と評価

以上のように対象範囲が拡大されたにもかかわらず、2014 年以降に提起されたグループ訴訟は 32 件のみで、そのうちの 20 件は消費者に関する事件であったとされる⁽⁹⁾。32 件のうち、12 件では請求が棄却され、14 件はまだ進行中となっている。肯定的な結果が得られたのは 6 件 (すなわち、20% 未満) のみで、そのうち 3 件は責任判決に至り、3 件は友誼的合意であった。こうした調査結果と 2020 年 11 月 25 日の代表訴訟 (representative actions) に関する EU 指令⁽¹⁰⁾を受け、2023 年 3 月 9 日に一連のグループ訴訟に関する規定を改正する法案が可決された。

大きな制度変更として、個別法に散在していた規定を、司法系統の裁判所でなされるものに関してはすべて民法典の中に集約すること (民法典第 3 巻の中にグループ訴訟と題する第 15 の 2 編が追加されること) が指摘されている。その主要な改正は次の 6 点にあると整理される⁽¹¹⁾。

(8) その含意は必ずしも明らかではないが、公衆衛生紛争の特性に由来すると考えられている。

(9) 以下の記述につき、Proposition de loi n° 639 relative au régime juridique des actions de groupe, p.2. 2020 年 6 月 11 日段階での状況を報告する Philippe GOSSELIN et Laurence VICHNIEVSKY, Rapport d'information n° 3085 sur le bilan et les perspectives des actions de groupe, 11 juin 2020 も参照。いずれの立法資料でも、グループ訴訟は満足のいく成果を得るには至っていないとの評価がなされている。

(10) EU の動向については、第二章第一節でまとめて後述する。

(11) Proposition de loi, supra note 9, p. 3. v. Cédric Musso, L'action de groupe en 2023, Dalloz actualité, 13 avril 2023. その詳細については機会を改めて検討す

(i) グループ訴訟の目的とされる損害全体の賠償（新民法典 2053 条）。

(ii) 現在要求されている基準を満たしていない一定数の団体に対する原告適格の拡大（新民法 2053-1 条）。

(iii) 手続への検察官の参加（新民法 2053-1 条）。

(iv) 催告手続段階の削除（2016 年 11 月 18 日の法律により義務付けられたもの）。

(v) なされた行動に対するより広範な公示の実施（新民法典 2053-3 条および 2057 条）。

(vi) 違反の原因となったのが専門家による不正行為の場合に被った損害とは独立して科される民事罰金の創設（新民法 2055 条）。

(vii) グループ訴訟の発展に対する経済的障害の一部を取り除くために、通常は原告が負担する訴訟費用を軽減すること（新民法 2055-1 条）。

第二節 グループ訴訟の特質

第一款 集団的利益の種差

第一目 グループ訴訟と集団的利益論の関係

1 グループ訴訟の立法段階における議論に照らして

本章第一節第一款第一目で前述したように、グループ訴訟に関する議論は、その嚆矢である Calais-Auloy 教授による立案段階から 2 段階型の手続を指向するものであった上、Guinchard 教授による実質的な修正によって理論的な正当性が付与されたことで現実的な立法化に耐え得るものとなっていた。ただ、事業者の責任を確認する 1 段階目の訴権がなぜ正当化されるかという点はなお不分明であったと評価される。例えば、グループ訴訟における原告団体は被害者ではないため何ら請求権を有してないことからすると、この訴権は一般的利益の問題ではないか、という疑問が生じる⁽¹²⁾。このほか、個別的利益の垂種としての個別的利益の総和 (somme des intérêts individuels) が指定されることもあるが⁽¹³⁾、この個別的利益

る。

(12) Soraya AMRANI-MEKKI, *L'action de groupe est-elle d'intérêt général?*, in : Gilles J. Guglielmi, *L'intérêt général dans les pays de common law et de droit écrit*, 2017, p. 182.

(13) CHAINAIS et al., *supra* note 4, n° 197 p.165.

の総和という考え方には、個別的利益をまとめることで訴訟上の効率性などのメリットが生じるという実践的な意味しか仮託されていなかった。

2. Azar-Baud による再定位

(1) 集团的利益の種差

この個別的利益の総和に関する訴権について、Maria José Azar-Baud 准教授は、集团的利益という観点から再定位する。すなわち、存在論的・経験論的にみて、集団訴訟は広義の集团的利益 (*intérêt collectif lato sensu*) の保護に関する訴訟であり、広義の集团的利益は、狭義の集团的利益 (*intérêt collectif stricto sensu*) と個別的で均質な利益 (*intérêts individuels homogènes*) に区分される⁽¹⁴⁾。そして、個別的利益の総和は個別的で均質な利益の問題にほかならず、グループ訴訟はこの個別的で均質な利益として扱われるものであるとした⁽¹⁵⁾。

具体的な場面の違いとしては、狭義の集团的利益は、そのメンバーの個人的な利益の全体を包含しながらもそれを超える一般的かつ抽象的な存在とみなされる集団の利益が問題となる⁽¹⁶⁾。この集团的利益は、前述したように個別的利益を越えている点で個別的利益とは異なる性質を有する⁽¹⁷⁾。いわゆる拡散的利益 (*intérêt diffus*) もここに分類されるべきものである⁽¹⁸⁾。これに対し、個別的で均質な利益は、グループのメンバーに共通する個別的利益の単純な並列関係が問題となる場面である⁽¹⁹⁾。その

(14) Maria José AZAR-BAUD, *Les actions collectives en droit de la consommation*, 2013, thèse Paris I, p. 33.

(15) AZAR-BAUD, *supra* note 14, p. 33. そのほか、狭義の集团的利益が問題となるものとして私訴権・差止訴訟が存在し、個人的で均質な利益が問題となるものとして代位損害賠償訴権が存在するとされる。

(16) AZAR-BAUD, *supra* note 14, p. 33.

(17) AZAR-BAUD, *supra* note 14, p. 33.

(18) AZAR-BAUD, *supra* note 14, p. 33. 同 pp.32-33,62-63 によると、拡散的利益という概念は1970年代にイタリアで発展し、狭義の集团的利益に位置付けられるものであるが、比較法的に見た場合、拡散的利益の内容は、法的保護に値するか否かを問題とする方向性と特定可能性に着目する方向性に分けられるとされる。

(19) AZAR-BAUD, *supra* note 14, p. 33. 現行のグループ訴訟に対する同種の指摘として、Maria José AZAR-BAUD, *Droits, prejudices et pretention processuelle dans les actions de groupe*, *JCP E*, 2017, n° 26, p.1358.

ため、メンバーが自己の固有の利益において直接的な侵害を受けていることが前提となる⁽²⁰⁾。

両利益の理論的な違いは、そこに観念される法律関係が可分か不可分かという点である⁽²¹⁾。狭義の集团的利益の場合、保護対象は消費者一般の不可分な利益であるが、個別的で均質な利益の場合の保護対象は消費者の可分な利益である⁽²²⁾。

このような形で個別的利益（の総和）と集团的利益を明確に区別することは、集团的利益の意義を確定する上で有用であり、その結果、集团的利益の侵害と個別的利益の侵害を区別し両者の共存を可能にする。すなわち、「消費者の集团的利益の侵害による直接又は間接の損害で、認可団体が賠償請求することができる損害は、侵害の直接の被害者が個別に被った損害でその者だけが賠償請求することができる損害とは混同されない」⁽²³⁾との従来のな理解とも整合する。狭義の集团的利益の場合に認められる損害賠償は個人が受ける賠償とは異なるが、個別的で均質な利益の場合、まさに個人が受ける賠償との関係が問題となる以上⁽²⁴⁾、グループ訴訟は個別的利益の賠償の延長に位置付けられるという整理がされることになる。

(2) 訴訟上の帰結への反映

訴訟法的な観点から分析する場合、Azar-Baud 准教授の指摘する集团的利益の種差は、1段階目の訴訟との関係では、訴えの利益及び当事者適格に関わる問題として顕在化する⁽²⁵⁾。

(20) AZAR-BAUD, supra note 14, p. 33.

(21) AZAR-BAUD, supra note 14, pp. 29 et 71. 不可分性は、法律上又は事実上の見地から分離又は細分化が不可能な場合に認められる。v. AZAR-BAUD, supra note 14, p. 67.

(22) AZAR-BAUD, supra note 14, p. 29 et 71. 必ずしも明言されていないものの、法律関係の可分性を前提とすることから、個別的で均質な利益は狭義の集团的利益と個別的利益の中間に位置付けられるような利益であると考えられる。

(23) Cass. crim. 20 mai 1985, Bull. crim. n° 190. v. Cass. civ. 1^{re}, 9 mars 2004, Bull. civ. I n° 80.

(24) AZAR-BAUD, supra note 14, p. 283.

(25) AZAR-BAUD, supra note 14, pp. 373 et s. そのほか、既判力及び時効の更新・完成猶予に関する検討もなされている。

まず、訴えの利益については、実体的利益の所在と訴権の行使が切り離されなければならないが、それは狭義の集团的利益の考え方が応用できる。すなわち、訴えの利益は原告と請求の目的を結び付ける概念と位置付けられる。同時に、外在的に法によって付与される原告適格は、集団訴訟に関していえば、原告が保護対象の利益を代表しているか否かを内包する概念として体系化されることとなる。

特に原告適格について、狭義の集团的利益の場合には当事者は真正の代表と仮定される。すなわち、消費者団体への認可の付与は、消費者の集团的利益の保護のための代表性を支えるものであり、代表性に関する反証を許さない推定 (*presumption iuris et de iure*) を導くものである。これは、狭義の集团的利益が不可分な法律関係に関わる利益であることから、そこでの紛争は閉鎖的なものであり、代表者が尊重する他の利益は存在しない。これに対し、個別的で均質な利益が問題となる場面では、信託的な代表であるにすぎず、その代表性は反証を許す推定 (*presumption iuris tantum*) によって支えられているにすぎない⁽²⁶⁾。このことは、個別的で均質な利益における法律関係は可分であり、したがって手続対象者の(主観的)権利に関する解決がいくつかの道に開かれている(換言すれば、グループ構成員間の利益対立を招来せしめるおそれがある)ことに由来する。ここでの代表性の欠缺は、相手方又はグループのメンバーによる異議によって反証され、代表性を監督する役割は裁判官に認められることとなる。

(3) 評価

Azar-Baud 准教授の博士論文は、2014年にグループ訴訟が制定される前の2011年に同論文が提出され、2013年に書籍として出版されたこともあって、グループ訴訟の導入を推奨すると同時に主要な問題点について検討を深めることに眼目が置かれている。そのため、現行のグループ訴訟とは異なる立法提案もあり、Azar-Baudの博士論文においてなされた議論がそのまま現行のグループ訴訟に妥当すると考えられるわけではない。そこで、集团的利益の種差という総論部分と訴えの利益などに関する各論部

(26) 現行グループ訴訟に対する同種の指摘として、Maria José AZAR-BAUD, Variations autour du régime de l'action de groupe, *JCP E*, 2017, n° 27, p.1381.

分を分け、現行グループ訴訟との関係を確認する。

a. 集团的利益の種差について

集团的利益論の再定位という点に限っていえば、同論文の書籍化の際に序文を執筆した Loïc Cadiet 教授は、その序文において、「この区別は本質的なものである。なぜなら、伝統的な個人主義に基づく自由な手続の欠点は2つの場合において同じものではなく、したがってその2つを仮定したとき、集团的な訴訟手続 (procès collectif) は同一のシステムには服しないからである」と述べている。また、前述した2016年法案について、この2つの利益状況の区別を重視し、差止訴訟を含む形でのグループ訴訟という呼称について、action d'un groupement と action de groupe を混同することになるとの批判が加えられていること⁽²⁷⁾からも、集团的利益の種差が意識されていると考えられる。

しかし、この action d'un groupement と action de groupe を混同することになるとの指摘を見てもそうであるように、個別的で均質な利益という分類が現行のグループ訴訟に対して与えた影響の程度は明らかとはいえない。ただ、前述した Calais-Auloy 教授による法律案の Guinchard 教授による実質的な修正という経緯と Cadiet 教授による Azar-Baud の博士論文に関する評価を参照する限り、現行のグループ訴訟との関係でいえば、団体による1段階目の手続における訴権を理論的に裏付けたのが Azar-Baud であると評価することが許されよう。そして、前述したように法律関係の可分性を前提とすることや集团的利益の保護に係る訴訟と個別的利益の総和の保護を図るグループ訴訟を区別する記述があることを併せて考えると⁽²⁸⁾、個別的で均質な利益は、職業集団や消費者一般といった保護対象の属性に着目した集团的利益とは異なり、保護対象が一定の属性を有しない（だからこそ被害者が不特定であっても許される）グループに訴権を付与する理論構成であると考えられることができる。このグループは1段階目の手続においては顕在化せず、1段階目の手続で審理されるのは責任判決の対象となる集团的な既判事項であるため、客体（個別的な請求権）の集団性に着目したのが個別的で均質な利益であるということもできるだろう

(27) AMRANI-MEKKI, supra note 4, p.2030.

(28) CHAINAIS et al., supra note 4, p.1434.

う。

b. 各論について

各論部分を見ると、Azar-Baud 准教授は、原告団体の代表性の統制手法として、被告及びグループのメンバーによる異議又は裁判所による監督といった方法を認めているため、そのまま現行のグループ訴訟に当てはめて考えることはできない。しかし、特に当事者適格に関して、従来の集团的利益との関係でグループ訴訟を把握しようとした点に現行グループ訴訟にも妥当する理論構成が見出せるように思われる。すなわち、狭義の集团的利益の場合と類比したとき、個別的で均質な利益について代表性に不足があり、その統制について裁判所が介入すべきとしている点が注目される⁽²⁹⁾。Azar-Baud 准教授が個別的で均質な利益において想定していたのは訴訟全体に係る代表性であるが（だからこそ相手方又はグループのメンバーによる異議による解決を試みる）、現行の2段階型のグループ訴訟にこの理論を当てはめた場合、狭義の集团的利益の場合と同様に適切な代表性が観念できる段階（第1段階）と不十分な代表性しか観念できない段階（第2段階）に分けることができる。その結果、責任判決までは認可消費者団体による差止訴訟類似の確認訴訟で、2段階目は加入消費者の授權によって団体の当事者適格が基礎付けられるという形で手続の構造を把握することが可能になる。また、次款における和解の検討との関係で、詳細は後述するが、代表性を補完する裁判所による統制は、2014年法及び2016年法が médiation を規律する節で「グループの名でする合意」について裁判所による和解の内容審査及び許可を要求すること⁽³⁰⁾、同様に2016年法

(29) Maria José AZAR-BAUD, L'entrée triomphale (?) de l'action de groupe en droit français, *D. 2013*, p.1488 でも、裁判官による統制権限は適格消費者団体にアドホックに原告適格を認めるための手段であり、原告団体（ただし弁護士は含まれない）又はその補助者の不十分な代表性に関わるものと整理される。このこととの関係で、2014年法により認められるグループ訴訟が暫定組織にすぎない団体や弁護士といった主体の原告性を排除することは、例えば被告の競争者によるグループ訴訟の濫用を防止することにつながるとして肯定的に評価されている。

(30) 消費者法 L. 623-23 条第1項（2016年法第76条第1項も全く同じ規律である）

「グループの名でされるすべての合意は、裁判官の許可に服する。裁判官

における損害額の確定のための集団手続の際には裁判所が合意の内容を審査して許可を与えること⁽³¹⁾との関係で一定の示唆を与えるものであるように思われる。

3 立法におけるグループ訴訟の位置付け

(1) 2014年法の立案理由

次に、立案理由を見ることで Azar-Baud の見解との距離を測定する。2014年法の問題意識は、消費者契約に関する紛争は非常に多くの消費者に関わるものであるが、訴額があまりに少ないため、個別訴訟を断念する消費者は相当数にのぼると考えられる点にあった⁽³²⁾。このような大量の消費者紛争の処理に最も適切な賠償訴訟がグループ訴訟であり、この訴訟を通じて同一事業者の違法行為又は濫用行為によって同一又は類似の被害状況に置かれた多数の消費者の賠償請求を集束することが可能とす

は、合意が適用される可能性のある者の利益に適合していることを確認し、合意に執行力を付与する。」

(31) 2016年法第73条

- 1 責任判決をした裁判官は、被害者のグループへの加入のために第66条所定の判決によって定められた期間内に、場合によっては部分的に、関係するグループのメンバーに受け入れられた当事者間の合意の許可の申立てを受ける。
- 2 裁判官は、第68条所定〔筆者注：損害額の確定のための集団手続の実施〕の決定の期限に関して当事者及びグループのメンバーの利益の保護が不十分と思われる場合には、許可を拒否し、新しく2か月間の交渉を言い渡すことができる。
- 3 全体の合意がない場合、裁判官は、残存する損害額の確定のために本条第1項で定められた期間において付託される。このとき、裁判官は、同じく第68条所定の決定で定められた制限において裁判をする。
- 4 前記第68条所定の判決が既判力を有することになる日から1年以内に提訴がなければ、グループメンバーは、第66条所定の判決によって責任があるとされた者に対し、賠償請求をすることができる。このとき、本準節第1パラグラフで規定された損害賠償の個別手続が適用され得る。
- 5 第68条所定の判決に基づき遅延的又は濫用的な形で合意が締結されたとき、訴訟手続の原告又は被告に対して、最大50,000ユーロの民事罰金言い渡される。」

(32) Projet de loi n° 1015 du 2 mai 2013 sur le droit de la consommation, p.3.

消費者裁判手続特例法に基づく被害回復裁判手続の独自性と発展性 (3)

る⁽³³⁾。もっとも、法的安定性及び経済的安定性の観点から、訴訟の対象となる損害の範囲、原告適格者、裁判管轄を制限する必要があった⁽³⁴⁾。そして、原告適格を有する認可消費者団体は、消費者の集団的利益の保護を定款の目的とすることから、未特定の被害消費者のグループを代表する訴えの利益及び原告適格に関する正統性が認められる⁽³⁵⁾。認可によって事業者の利益に対する独立性が担保され、競業者の傀儡となって手続の遅延を引き起こすリスクも避けることができる⁽³⁶⁾。2段階目は消費者が賠償を得るための手続で、基本的には合意によって処理されるが、それが難しい場合には裁判所の決定によって紛争が解決される⁽³⁷⁾。

以上の2014年法の立案理由は、訴訟の目的が集団的利益の一種に関わることを必ずしも明示するものではないが、原告適格者である認可消費者団体が消費者の集団的利益の保護を任務とすることに着目しており、集団的利益を前提とした議論との一定の関係性が窺われる。

(2) 2016年法の立案理由

その後成立した2016年法は、2014年法が消費者及び競争関係の紛争のみを対象とする限定的な法律であることから、同種の手続を（立法によってグループ訴訟の導入が選択される）その他の紛争にも適合するような一般的な枠組みとして構築することを試みる。この試みは、差止訴訟のみならず損害賠償訴訟についても集団的な権利保護を要請する2013年6月11日付のEU勧告⁽³⁸⁾に対応するものでもあった⁽³⁹⁾。

2016年法の立案理由によれば、共同的な訴えの利益が存在することでグループ訴訟が認められるところ、損害の個別化の程度によって異なる手

(33) Projet de loi, supra note 32, p.3.

(34) Projet de loi, supra note 32, p.4.

(35) Projet de loi, supra note 32, p.4.

(36) Projet de loi, supra note 32, p.4.

(37) Projet de loi, supra note 32, p.5.

(38) Recommendation 2013/396/EU of the European Commission of 11 June 2013 on common principles for injunctive and compensatory collective redress mechanisms in the Member States concerning violations of rights granted under Union Law [2013] OJ K 206/60. この勧告については、第二章第一節第一款第一目で後述する。

(39) Projet de loi, supra note 5, p. 19.

統的アプローチが必要となるとされる⁽⁴⁰⁾。すなわち、損害賠償のための個別手続は、人身損害などの個別性が強い場合に実施され、同手続における原告団体に対するグループへの加入申出は原告団体が当該申出人を裁判上代位するための委任を意味するとされる（相手方に対し直接グループへの加入申出をするときはこの限りでない）⁽⁴¹⁾。これに対し、損害額の確定のための集団手続は、責任判決の時点で金額が判明していた又は総額が判明し得る損害といったシンプルな事案に対応しようとする手続である⁽⁴²⁾。このほか、無益な裁判を避け、合意による解決を重視し、事前の催告を必要なものとしたとされる⁽⁴³⁾。

以上の2016年法の立案理由を見ると、個別性の強い事案に対応するため、2段階目の手続を個別手続が主軸となるよう2014年法の手続を再構成したように見受けられる。そして、簡易グループ訴訟として認められるように事案について、損害額の確定のための集団手続を用意することで、簡易迅速な手続が可能となるよう配慮したものと考えられる。

4 Jeuland の見解

以上のように、2014年法の段階では集团的利益の保護に近いことを窺わせる記述があるのに対し、2016年法の段階では集团的利益論を窺わせる記述が消失していることからすると、(集团的)利益の性質に着目してグループ訴訟を基礎付ける Azar-Baud 准教授の見解とは異なり、訴訟における消費者団体の地位を分析して既存の手続との連関を見出す Emmanuel Jeuland 教授の見解も注目すべきであるように思われる。Jeuland 教授は、消費者法上のグループ訴訟について、1段階目の責任判決までが法定代位 (substitution) であり、それが2段階目の対象消費者の加入によって任意代位 (représentation) に転換すると考える⁽⁴⁴⁾。そして、この

(40) Projet de loi, supra note 5, n° 661, p. 19.

(41) Projet de loi, supra note 5, n° 661, p. 20.

(42) Projet de loi, supra note 5, n° 661, p. 20.

(43) Projet de loi, supra note 5, n° 661, p. 20.

(44) Emmanuel JEULAND, Substitution ou représentation? À propos du projet d'action de groupe, *JCP G*, 2013, n° 927. représentation は直訳すると「代理」であるが、当事者は団体で訴訟物の実体的帰属者がグループのメンバーであると理解されているので、代位損害賠償のような一種の任意代位であると位置付けられる。これとの対比で substitution を法定代位と意識している。

2段階目における対象消費者の加入は委任 (mandat) を意味するものの、消費者に分配する前に金銭を受領するためだけに規定されたものと理解する⁽⁴⁵⁾。このような代位構成の根拠としては、集团的利益論と異なり個別的な請求権を前提とすること、団体が訴訟の名義人となるのは特に損害額が非常に少なくして訴訟を提起しない者に代わってその者の訴権を行使することに手続の意義が認められること、グループ訴訟によって手続対象者の時効期間が中断されること⁽⁴⁶⁾、他の適格団体による権限代行が認められていること⁽⁴⁷⁾の4点に求められている⁽⁴⁸⁾。

同様の理解は2016年法によって創出されたその他のグループ訴訟についても維持しているが、2016年法によって損害額の確定のための集団手続 (procédure collective de liquidation des préjudices)⁽⁴⁹⁾が新たに整えられたことを重視し、2016年法の手続においては2段階目の手続までが法定代位であり、強制執行のみが任意代位となると把握する⁽⁵⁰⁾。そして、

(45) JEULAND, supra note 44, n° 927, p.1609.

(46) 消費者法 L. 623-27 条

[1 L.623-1 条所定の訴えは、L.623-4 条又は L.623-14 条所定の判決により確定された違法によって生じた損害の賠償に係る個人の請求権の時効を中断する。

2 L.623-4 条もしくは L.623-14 条の適用によりされた判決がもはや不服申立てを受けなくなった日又は L.623-23 条所定の許可の日から、時効期間が再度進行する。ただし、この期間は6月を下回ることはない。]

2016年法第77条

[1 グループ訴訟は、裁判官によって確定された違反又は第76条の適用により許可された合意において取り上げられた違法によって生じた損害の賠償に係る個人の請求権の時効を中断する。

2 判決がもはや不服申立てを受けなくなった日又は合意が許可された日から、時効期間が再度進行する。ただし、この期間は6月を下回ることはない。]

(47) 消費者法 L. 623-31 条 (2016年法第81条も実質的に同一の規定である)

「全国レベルで活動し、L.811-1 条に基づき認定を受けたあらゆる消費者保護団体は、原告団体の懈怠の場合には、L.623-1 条の適用による提訴の後いつでも、その権限の代行を裁判官に求めることができる。」

(48) JEULAND, supra note 44, n° 927, p.1610.

(49) 本目3(2)参照。

(50) Emmanuel JEULAND, Retour sur la qualification de l'action de groupe à la lumière de la loi de modernisation de la justice du XX I^e siècle, *JCP*, 2017, n°

損害額の確定のための集団手続（及びグループ訴訟の用意する médiation の規律）は、非訟手続に近く、これを指し示す適切な用語が存在しないが、訴訟手続関係（lien d'instance）とは別個の保護手続関係（lien procédural de protection）であると位置付ける⁽⁵¹⁾。この保護手続関係における団体は、企業の保護手続における裁判上の管理人、企業の清算手続における債権者の代理人又は裁判所の定める清算人と類似する⁽⁵²⁾。このような理解は、手続対象者がグループ訴訟に参加する（participer）にすぎず、当事者は常に団体であることから裏付けられる⁽⁵³⁾。

5 整理

グループ訴訟は、クラスアクションと比較すると、事業者の責任が確認された後にグループへ加入するかどうかを消費者が決断する点に独自性がある⁽⁵⁴⁾。また、グループ訴訟がなされていたとしても、グループに加入していないのであれば別途個別訴訟をすることも可能である⁽⁵⁵⁾。そのた

354. イタリアのクラスアクションにおける代位の理解に示唆を受けた見解であるとされる（ただし、イタリアの手続は消費者法にのみ認められた財産管理関係に近く、確認判決を経由する2段階型であるとの性質決定をするには慎重な検討が必要であるように思われる）。

(51) JEULAND, supra note 50, n° 354, pp.626-628. 保護手続関係の特徴は、非訟的であること、そのため解決に期間がかかることであるとされる。

(52) JEULAND, supra note 50, n° 354, pp.626-628. 字義的にも両手続の類似性は看取される。なお、清算人とは、裁判所の裁判に基づき、債権者を代表し、場合によっては企業の清算手続を遂行することをその任務とする司法代理人である。その詳細については、山本和彦『フランスの司法』（有斐閣、1995年）351頁以下参照。

(53) JEULAND, supra note 50, n° 354, p. 628.

消費者法 L. 623-32 条（2016年法第82条も全く同じ規律である）

「ある者に対してグループ訴訟に参加する（participer）ことを禁じることを目的とした条項又はそのような効果を有する条項は、すべて書かれていないものとみなす。」

(54) Jacques HÉRON et Thierry LE BARS, *Droit judiciaire privé*, 6 éd, 2015, p.104. 同書 p.108 では、クラスアクションの場合、クラスの外延が画定されるだけであるが、判決の段階と選択の段階を逆転させたものと評されている。

(55) 実際、2015年にフォルクスワーゲン社の排ガス不正事件が問題となったとき、弁護士によって個別の訴訟がまとめられるという動きがあったようである。

め、2014年法と2016年法を問わず、グループ訴訟がいわゆる2段階型の手続であることは明らかであるように思われる。

問題は、Azar-Baud 准教授のように集团的利益の一種としてグループ訴訟を理解するか、Jeuland 教授のように代位訴訟の一種として理解するか、である。Jeuland 教授の指摘するように、団体が2段階目においてもある意味で専制的に手続を進行する可能性があることからすると、代位訴訟であるとの理解にも相応の説得力があるように思われる。しかし、前述した2016年法の立案理由によれば、損害額の確定のための集団手続は損害額の算定が容易な事案を対象とするものにすぎず、むしろ個別手続が後続するのがデフォルトの構造になると理解されているように見受けられる。このことは、2016年法第73条第4項が、原告団体による手続の進行がなければ損害賠償のための個別手続が実施される旨を規定していることから窺われる⁽⁵⁶⁾。関連して、1段階目の手続において他の適格団体による権限代行が認められることと対比すると、2段階目の手続は1段階目の手続とは状況が異なるように思われる。すなわち、2段階目の手続においては、手続対象者はその主体性が回復され、自ら手続に関与することが期待される構造に変容しているとの理解は、2016年法によっても変わらない。

このように、2016年法は、Jeuland 教授のような代位構成を補強するものではなく、むしろグループ訴訟が代位訴訟ではなく明確な2段階型の手続であることを明らかにしているように見受けられる。そして、2016年法の対象事案が個別性の強い人身損害を除外しないものであることからすると、Jeuland 教授が代位構成の前提とする少額性に起因する個別提訴の困難が認められるかには疑問がある。人身損害の場合、個別性が強いがゆえに個別訴訟が期待できる度合いが物的損害よりも大きいと考えられ、金額も少額にとどまらない場合がそれなりに存在すると予想される。前述した2014年法の立案理由も、必ずしも消費者の脆弱な地位や少額性を前提

(56) 2016年法第73条第4項

「前記第68条所定の判決〔筆者注：損害額の確定のための集団手続を実施することを決定する判決〕が既判力を有することになる日から1年以内に提訴がなければ、グループメンバーは、第66条所定の判決〔筆者注：責任判決〕によって責任があるとされた者に対し、賠償請求をすることができる。このとき、本小節第1段落で規定された損害賠償の個別手続が適用され得る。」

とせず、個別的な請求権を集束することに重きを置いている。以上のような立法の状況からすると、Jeuland教授の見解は必ずしも現行法と一致しない。実際、Jeuland教授は2段階目において個別訴訟が可能であることに批判的である⁽⁵⁷⁾。

このように分析すると、Jeuland教授の見解よりも、集团的利益の一種としてグループ訴訟を理解するAzar-Baud准教授が現行のグループ訴訟の理論的基礎として適格的であり、本目1及び2で前述した立法経緯などからすると、大方の理解もAzar-Baud准教授の見解を前提としているように思われる。ただ、Azar-Baud准教授の見解が現行のグループ訴訟にどこまでの影響を与えているかは必ずしも明らかではない。2016年法第73条第2項によって整備された和解の方法、すなわち損害額の確定のための集団手続で当事者及びグループ構成員の利益の保護が不十分と思われる場合に、裁判官が許可を拒否し、新しく2か月間の交渉を言い渡すことができるという規律は、Azar-Baud准教授の見解に影響されているようにも見て取れる。仮にAzar-Baud准教授の見解が前提とされているのであれば、グループの名でする合意に対する裁判所による統制の内容も同様の規律と位置付けられる⁽⁵⁸⁾。

ここでいえることは、Azar-Baud准教授の見解によれば、代表性の反証を許さない以上、グループ訴訟における原告団体の訴訟追行権限は1段階目の手続にしか認められないということである。この理解は、上記和解の前提を成すものであるように思われるが、この点に関する手続法的な議論は必ずしも十分になされていない。そのため、次款で実体法的な考察を踏まえた検討を改めて行うこととする。

第二目 グループ訴訟の一般性

第一目で述べたように、グループ訴訟が集团的利益の一種である個別的で均質な利益によって基礎付けられると考えた場合、個別的で均質な利益が代表されているのであれば、手続対象事案を限定する理由は存在しな

(57) JEULAND, *supra* note 44, n° 927, p. 1610. 裁判上の清算人などの類似性を見出すのであれば、なおさら他の財産管理人が選任されずに個別訴訟に委ねられる点が説明し難いように思われる。

(58) JEULAND, *supra* note 50, n° 354, p. 629 も、損害額の確定のための集団手続とグループ訴訟で用意される médiation を統一的に把握している。

い。このことは、2014年法の段階で、手続の実効性を確保するために個別性の強い人身損害及び精神的損害は適用対象から外されることとなったものの⁽⁵⁹⁾、2016年法は人身損害にも対応する手続構造を明確にしていることから明らかである。

そこで、まず、消費者法に関する適用範囲を見ると、2018年11月23日法律第1021号により、グループ訴訟の対象となる事業者の義務違反が消費者法上の義務違反に限定されないこと、不動産賃貸借が適用範囲に含まれることが明確にされている⁽⁶⁰⁾。これは、グループ訴訟が実体法としての消費者法の影響を受けないこと、すなわち消費者という被害者の主体的属性と結び付けられる議論の参照を必要としないことを表しているといえるだろう。

次に、適用法領域に関して、消費者法上のグループ訴訟の一環として認められる競争法を見てみると、商法典第4巻第2編又はEU運営条約101条及び102条、すなわちカルテル又は優越的地位の濫用に関する事案が手続の対象となっている (L. 623-24条⁽⁶¹⁾⁽⁶²⁾)。2014年法の立案理由でも、携帯電話に関する価格カルテルが典型的な適用事例として挙げられている⁽⁶³⁾。このような反競争行為は、消費者に集積的損害を生じさせるものとして一般に認められている類型であり⁽⁶⁴⁾、実体法上の必要に基づいて手続の対象とすることが認められている。また、競争法違反を認定する当局等による判断の前置を要求する点について、そのような判断がないと事実上裁判所は判断することができないことがその理由であるとされる⁽⁶⁵⁾。

(59) *Projet de loi*, supra note 32, p.4.

(60) 拙稿「消費者裁判手続特例法に基づく被害回復裁判手続の独自性と発展性 (2)」成蹊法学 98号 (2022年) 259頁注79。

(61) 消費者法 L.623-24条

「事業者に対して主張された違法が商法典第4巻第2編又はEU運営条約101条及び102条で定められた規則に関するものであるときは、事業者の責任は、その違法を確認し、もはや違法の確定に関する部分について不服申立てを受けない国内又は欧州連合の機関又は裁判所による事業者に対してされた決定に基づく場合にのみ、L.623-1条所定の訴訟において確認することができる」

(62) Daniel MAINGUY, *L'action de groupe en droit français*, 2014, p.79.

(63) *Projet de loi*, supra note 32, p.4.

(64) MAINGUY, supra note 62, p.79.

(65) MAINGUY, supra note 62, p.79.

ただ、グループ訴訟を審理する裁判所が当局等による判断に拘束されるわけではない⁽⁶⁶⁾。そのため、当局等による判断を前置することの意義は後退している。

また、2016年法は、公衆衛生法及び環境法上のグループ訴訟について、人身損害を対象とすることを認めている（公衆衛生法L.1143-2条、環境法L.142-3-1条）。これらについては、2016年法の立法過程で独自に適用対象が定められたわけではなく、公衆衛生法で既に定められていたグループ訴訟の適用対象と、生物多様性、自然及び景観の保護に関する法律（loi n° 2016-1087 pour la reconquête de la biodiversité, de la nature et des paysages）の立法過程で草案に規定されていたグループ訴訟の適用対象が2016年法に集約された、という経緯の下で定められたものである。

公衆衛生法については、ここ数十年の間に健康被害に関するスキャンダルがいくつか発生し、2002年3月4日法によって実施されたCRCI（地方医療事故損害調停委員会）における友誼的紛争解決手続も一定の成果を得たものの、未だ十分な提訴数に達していないことから、より広く実効的な手続としてグループ訴訟を創設するものとされる⁽⁶⁷⁾。他方で、環境法については、2016年1月18日の元老院第一読会での検討においてグループ訴訟に関する規定が設けられた。その理由としては、想定される被害に比して提訴数が少ない点が挙げられている。

これらの立案理由からすると、グループ訴訟が用意されたのは通常想定される提訴数に達していない現状を打破するためであり、手続の対象となる損害類型が限定されているのも、通常想定される提訴との関係で設定されたものであると考えられる。すなわち、手続対象となる損害類型の限定

(66) 2014年法の時点では当局等による判断が裁判所を拘束する旨が規定されていたが、2016年法の制定に伴う改正によって裁判所に対する拘束性が否定された（L. 623-24条参照）。

(67) 医療事故が発生した場合、CRCIは、患者から補償の申立てを受け、鑑定や書類審査を実施した後、医療者の過失の有無や損害の程度などについて裁定を下すこととなる。この裁定は法的拘束力を有しないが、ONIAM（国立医療事故補償公社）が裁定に従うことで紛争解決の実効性が担保されることになる。フランスの医療ADRについては、我妻学「フランスにおける医療紛争の新たな調停・補償制度」首都大法学会雑誌46巻2号（2006年）49頁以下、山本和彦「医療ADRの可能性」同『ADR法制の現代的課題』（有斐閣、2018年）342-344頁なども参照。

消費者裁判手続特例法に基づく被害回復裁判手続の独自性と発展性 (3)

は、グループ訴訟の無限定な拡大を防止するという法政策上の問題であると理解される⁽⁶⁸⁾。グループ訴訟の共通枠組みを提示した 2016 年法の立法経緯からしても、グループ訴訟は現行法で妥当する領域に限定されるものではないだろう。したがって、2 段階型の手続は、損害額など 2 段階目の手続で審査される判決事項の個別性の強さにかかわらず、認められ得るのであるといえる。

第二款 グループ訴訟における集合的和解

第一目 一般的な和解との差異

1 一般法上の合意の許可の方法

従来、民事訴訟法典は、和解の許可について、第 1441-4 条⁽⁶⁹⁾で執行力を付与する手続を定めていた。しかし、条文上、許可に際して具体的に何が審査されるかが必ずしも明らかでなかったところ、破毀院 2011 年 5 月 26 日判決⁽⁷⁰⁾は、「大審裁判所所長は、民事訴訟法典第 1441-4 条の適用により和解に執行力を付与するための請求について裁判するが、その統制は合意の性質及び公序良俗との一致にのみ向けられる」と判示し、和解の許可手続のあり方を明らかにした。ここでいう合意の性質としては、合意内容の執行可能性などが想定される。

その後、2012 年 1 月 20 日デクレ 66 号第 45 条によって上記 1441-4 条は削除されたが、同デクレによって和解に執行力を付与するための新たな規定が設けられた。具体的には、民事訴訟法典第 1565 条⁽⁷¹⁾、1566 条⁽⁷²⁾、

(68) AMRANI-MEKKI, *supra* note 4, p.2030 参照。

(69) 民事訴訟法典第 1441-4 条

「大審裁判所所長は、和解の当事者による申請を受理し、提出された証書に執行力を付与する」

同条は、1998 年 12 月 28 日デクレ 1231 号によって創設されたものである。同様の規定は調停の結果として得られた合意についても存在し、1995 年 2 月 8 日法第 21-5 条は、調停合意は「裁判官による許可に服し、裁判官は当該合意に執行力を付与する」と規定する。

(70) Cass. 2^e civ., 26 mai 2011, n^o 06-19. 527, Bull. civ., II, n^o 120.

(71) 民事訴訟法典第 1565 条

「1 調停、勧解又は参加型手続 (procédure participative) の当事者が獲得した合意は、執行力の付与のため、当該事案において訴訟を受け持つ権限のある裁判官の許可を受けることができる。

2 合意について付託された裁判官は、その文言を修正することができな

1567条⁽⁷³⁾が創設され、調停による合意などを含む和解に関する手続的なあり方が明確化された。

まず、調停の結果として得られた合意が単なる和解かは、互譲の有無によって区別される⁽⁷⁴⁾。そして、和解については、上記破毀院2011年5月26日判決が妥当すると考えられる⁽⁷⁵⁾。すなわち、裁判官による審査の対象は合意の性質及び公序良俗違反の有無であり、詐欺又は強迫のような潜在的な合意の瑕疵を考慮することは許されない⁽⁷⁶⁾。このような形式審査のみであるから、対審的な審理なく、当事者は執行名義を得ることができると理解される⁽⁷⁷⁾。

2 グループ訴訟における集合的合意の許可の方法

グループ訴訟では、グループの名でする合意には、上述した形式上の審査のみならず、和解内容の審査及び許可が必要であるとされている（消費者法L. 623-23条⁽⁷⁸⁾）。これは、次の2つの点で裁判所の権限を拡大するも

い。』

なお、参加型手続とは、裁判官又は仲裁人への申立てがなされていない紛争の当事者が、協同し、かつ誠意を持って当該紛争の友誼的解決又は訴訟の準備を行う旨の契約に基づく合意ベースの手続である（民法第2062条第1項参照）。

(72) 民事訴訟法典第1566条

- 「1 裁判官は、当事者の聴取を必要と考える場合を除き、申請について弁論なしで裁判する
- 2 裁判官が申請を認容するならば、すべての利害関係者は、その裁判をする裁判官に決定を仰ぐことができる
- 3 合意の許可を拒否する決定は、控訴の対象となる。この控訴は、控訴院書記課への申告によってなされる。控訴は非訟手続に応じて裁判される」

(73) 民事訴訟法典第1567条

「第1565条及び第1566条の規定は、調停、勧解又は参加型手続によることなく締結された和解に適用される。そのとき、裁判官は、和解の任意の当事者又は和解当事者全員による申立てを受ける。」

(74) Thierry LE BARS, Le contrôle de la médiation de la consommation par le juge, in : Vincent THOMAS, *La médiation de la consommation*, 2017, p.141.

(75) LE BARS, supra note 74, p.141.

(76) LE BARS, supra note 74, p.141.

(77) RTD civ. 2011, p. 594, obs. Roger PERROT.

のである。一つは、通常の許可は裁判所によって任意になされるにすぎないのに対し、グループ訴訟においては義務的である点に認められる。もう一点は、一般法上の和解を許可するときには合意の性質並びに公序良俗との一致だけを審査するのに対し、グループ訴訟の場合、さらに、裁判官は合意が「適用される可能性のある者の利益に適合している」かどうかを審査しなければならない点に認められる。すなわち、グループ訴訟における裁判官の任務はより重要になっているのである。

この規定は、法案提出段階で構想されたものではなく、和解的解決を促進する趣旨で国民議会において追加されたものである⁽⁷⁹⁾。そのためか、必ずしもその方法や根拠が理論的に解明されているわけではないように見受けられる。審査の方法も、グループ訴訟に関する規律の中に特則が設けられていない以上、前述した一般法上の合意の許可と同一のものが妥当するようにも思われる。しかし、消費者法 L. 623-22 条⁽⁸⁰⁾が、上記民事訴訟法典ではなく、1995 年 2 月 8 日法律第 125 号第 2 編第 1 章を指定していることからすると、上記民事訴訟法典第 1566 条に定められているような当事者の聴聞が必ずしも認められるわけではないように思われる。そして、裁判官が弁論なしで、すなわち当事者を聴聞することなく判断するにもかかわらず、合意の内容を入念に審査する必要があるというのは適切でない⁽⁸¹⁾とされている。

そうだとすると、手続対象者に対する聴聞手続を用意しておらず、一般法に従って和解審査のための手続がなされるグループ訴訟における集合的

(78) 消費者法 L.623-24 条

- [1 グループの名でされるすべての合意は、裁判官の認可に服する。裁判官は、合意が適用される可能性のある者の利益に適合していることを確認し、合意に執行力を付与する。
- 2 当該合意は、関係する消費者に対しその合意に加入する機会を与えるために必要な公示の方法並びに当該加入の期間及び方式について明らかにする。]

(79) JEULAND, *supra* note 44, n° 927.

(80) 消費者法 L.623-22 条

「司法組織並びに民事、刑事及び行政の訴訟に関する 1995 年 2 月 8 日法律第 125 号第 2 編第 1 章所定の条件の下、L.623-1 条所定の個人的な損害の賠償を得るための調停には、原告団体のみが参加することができる。」

(81) LE BARS, *supra* note 74, p.141.

合意の許可は、和解の文言や消費者法 L. 623-23 条第 2 項によって要求される形式を備えているかといった観点から、裁判所が判断することのできる限度でなされると整理することが許されよう。

第二目 集合的和解の統制手法

1 集合的和解の実体法上の法律構成

グループの名でされた合意の法律構成についても、必ずしも活発な議論がなされているわけではないが、同様にアメリカの和解クラスアクションを参考にした集団的調停 (médiation collectif) は⁽⁸²⁾、第三者のためにする契約 (stipulation pour autrui) であるとされている⁽⁸³⁾。

第三者のためにする契約は、元々は改正前民法 1121 条⁽⁸⁴⁾に限定的に規定されているだけであった。しかし、特に贈与との関係でそのような規律のあり方に反省が迫られた結果、判例及び学説によって許容範囲の拡大が図られることになる。具体的には、「自身のためにする契約」との関係で、無形の利益でも「自身のため」であると拡大的な解釈が図られ⁽⁸⁵⁾、「他人のためにする贈与」は負担付贈与も許されると理解された⁽⁸⁶⁾。今日では、2016 年 2 月 10 日オールドナンス第 121 号により、現在の民法 1205 条以下⁽⁸⁷⁾に規定されるような一般的な類型として認められている⁽⁸⁸⁾。

(82) HÉRON et LE BARS, supra note 54, p.99. 同書によれば、集団的調停は通常 1 対 1 でなされる調停を集団的に行う実務的な工夫であり、グループ訴訟における調停も集団的調停の一種であるとされる。もっとも、集団的調停それ自体が理論的に深められているわけではなく、グループ訴訟のように特別の規定が存在するわけでもない。

(83) Lionel ASCHENSI et Sabine BERNHEIM -DESVAUX, La médiation collective, solution amiable pour résoudre les litiges de masse?, CCC, 2012, n° 9, p.8.

(84) 旧民法第 1121 条

「同様に、それが自身のためにする契約又は第三者のためにする贈与の条件であるときは、第三者の利益のために (au profit d'un tiers) 契約することができる。この契約を締結した者は、第三者が受益の意思を表示したときは、これを撤回することができない。」

(85) Marcel PLANIOL et Georges RIPERT, *Traité pratique de droit civil français* VI, 1930, n° 353 p.485.

(86) PLANIOL et RIPERT, supra note 85, n° 355 p.458. もっとも、ここで想定された負担付贈与は、第三者に負担を負わせるものではなく、諾約者に負担を負わせるものである。

もっとも、和解は互譲によって特徴付けられることからすると、第三者のためにする契約によって和解がなされる場合、第三者に債権を与えるだけでなく、既存の権利の処分を伴う和解になることが多いだろう。これは、一定の負担を伴う第三者のためにする契約であり、そのような第三者のためにする契約が許されるかについては、前述した 2016 年改正後の民法は沈黙している⁽⁸⁹⁾。

学説に目を向けると、「伝統的に、第三者のためにする契約は、第三者である受益者の利益のための権利のみを生じさせることができた」⁽⁹⁰⁾とか、旧民法 1121 条については民法 1165 条（契約の相対効の原則）に関する消極的な例外、すなわち第三者を債務者とする契約を認めるものではない⁽⁹¹⁾と指摘されており、第三者に負担を伴うことについては否定的な見

(87) 次の民法 1205 条及び 1206 条が第三者のためにする契約の基本構造を規定している。

民法第 1205 条

- 「1 他人のために契約することができる。
- 2 一方契約者である要約者は、他方契約者である諾約者が第三者である受益者の利益において給付をなすよう約束することができる。この受益者は将来の人でもよいが、正確に指名されるか又は約束の履行のときに特定され得る者でなければならない。」

民法第 1206 条

- 「1 受益者は、当該契約により、諾約者に対して給付を求める直接的な権利を与えられる。
- 2 しかし、要約者は、受益者が承諾するまでは、契約を自由に撤回することができる。
- 3 当該契約は、受諾が要約者又は諾約者に到達した時から撤回できなくなる。」

(88) *Projet de loi ratifiant l'ordonnance n°016-131 du 10 février 2016 portant réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations* の理由説明によれば、当事者間の契約の効果の相対性の原則と第三者との関係を明確にすることが目的の一つとされている（第三者のためにする契約に固有の理由を説明する記述は認めれない）。

(89) François TERRÉ et al, *Les obligations*, 12 éd, 2018, n° 699, p.776 ; Alain BÉNABENT, *Droit des obligations*, 18 éd, 2019, n° 260, p.226.

(90) Philippe MALAURIE et al., *Les obligation*, 5 éd, 2011, n° 819, p.427.

(91) Henri MAZEAUD et al., *Leçons de droit civil II obligations théorie générale*, 9 éd, 1998, n° 767 p.894（1956 年の初版から同様の記述が維持されている）. 同様に、TERRÉ et al, *Les obligations*, 7 éd, 1999, n° 538 p.621 も、第三者に義務を

解が一般的であったように見受けられる。そして、旧民法 1119 条⁽⁹²⁾のいわゆる請合いの約束については、第三者が債務者となるのではなく、特定の第三者の行為を約束した契約者のみが義務を負うと理解されていた⁽⁹³⁾。そのような状況において、この問題に関する議論を活性化させる端緒となったのが、破毀院 1973 年 4 月 10 日判決⁽⁹⁴⁾を初めとする一連の破毀院判決である。同判決は、「第三者のためにする契約は、第三者の利益のための権利のみを生じさせることができ、その第三者の関与なく約定された義務をその負担で設定することはできない」として、一見すると第三者に負担を伴う契約は許されないと判断を示したとも考えられる⁽⁹⁵⁾。しかし、その後登場した破毀院 1978 年 11 月 21 日判決⁽⁹⁶⁾では、第三者が運送代金支払義務を負う形の第三者のためにする運送契約がなされた事案について、第三者のためにする契約であることを前提とした判断がなされている。そして、この問題に関する原理的解決を図ったのが、破毀院 1987 年 12 月 8 日判決⁽⁹⁷⁾である。同判決は、第三者のための贈与に受贈者による 15 年間の譲渡禁止条項などが付されていた事案について、「第三者のためにする契約は、受益者によって承諾されているのであれば、一定の義務に拘束されることを排除しない」として、広く第三者のためにする契約を認めるに至った⁽⁹⁸⁾。

この破毀院 1987 年 12 月 8 日判決に対する学説の応答は、伝統的な第三者のためにする契約との関連で説明する見解と、もはや第三者のためにする契約ではないとする見解に分かれている。前者の見解によれば、第三者

負担させることには利用できないとする。

(92) 旧民法第 1119 条

「一般に、自分自身のためにのみ義務を負い、自己の名で約定することができる。しかし、第三者の行為を約束して、第三者のために請け合うことはできない」

(93) MAZEAUD et al, supra note 91, n° 768, p. 895.

(94) Cass. Civ. 3^e, 10 avril 1973, Bull. civ. III, n° 273, p. 197.

(95) Boris STARCK et al., *Droit civil les obligations 2. Contrat*, 5^e éd, 1995, n° 1338, p.550 は、受益者によって獲得される諸約者に対する権利はすべての負担を伴わないことを認めた判決であると分析する。

(96) Cass. Civ. 1^{re}, 21 nov. 1978, Bull. civ. I, n° 356, p.276.

(97) Cass. Civ. 1^{re}, 8 déc 1987, Bull. civ. I, n° 343, p.246.

(98) 一連の破毀院判決について、Alain SÉRIAUX, *Droit des obligations*, 1992, n° 52 p.194 は、破毀院による試行錯誤 (tâtonnement) であったと評する。

のためにする契約の時点で第三者に直接的な権利が認められ、その付随的な合意として第三者による一定の義務の引受けが認められる⁽⁹⁹⁾。そして、当該義務は、第三者が承諾した場合に初めて発生するとされる⁽¹⁰⁰⁾。この場合、第三者が承諾するか否かの判断を可能とするために、予定される義務を明確に規定しておくことが求められる⁽¹⁰¹⁾。これに対し、後者の見解によると、第三者が義務に拘束されることなく権利を得ることはないため、もはや民法 1165 条（契約の相対効の原則）の例外ではなく、第三者による承諾の時点で権利及び義務が発生すると分析される⁽¹⁰²⁾。

現在の状況を見るに、破産院 1987 年 12 月 8 日判決を伝統的な第三者のためにする契約の枠内で説明する見方が多数であるように思われる⁽¹⁰³⁾。この場合、第三者による承諾の存在が決定的なものと思われることとなる⁽¹⁰⁴⁾。すなわち、通常の第三者のためにする契約の場合には承諾はその前に生じている権利の帰属を確定され撤回できないものにするだけだったのに対し⁽¹⁰⁵⁾、負担を伴う第三者のためにする契約ではまさに義務の発生

(99) D. 1989, Som. p.233, obs. Jean-Lue AUBERT.

(100) AUBERT, supra note 99, p.233.

(101) AUBERT, supra note 99, p.233.

(102) Christian LARROUMET, *Droit civil III les obligations, le contrat*, 5 éd, 2003, n° 807 bis p. 967-968.

(103) TERRÉ et al., supra note 89, n° 711, p.783 ; Alain BÉNABENT, *Droit des obligations*, 18 éd, 2019, n° 260, p.226 ; Muriel FABRE -MAGNAN, *Droit des obligation*, 4 éd, 2016, n° 532 p.597 ; Guy VENANDET, La stipulation pour autrui avec obligation acceptée par le bénéficiaire, *JCP*, 1989 I , p. 3391 ; Didier R. MARTIN, La stipulation de contrat pour autrui, *D.* 1994, 145 など。

(104) RTD civ. 1988, p. 532, obs. Jacques MESTRE. ; BÉNABENT, supra note 103, n° 260, p.226.

(105) TERRÉ et al., supra note 89, n° 711, p.783. 撤回については前述した 2016 年 2 月 10 日オールドナンス第 121 号によって詳細な規定が設けられた。

民法第 1207 条

- ① 撤回は、要約者又はその死亡後はその相続人だけがなし得る。要約者又はその相続人は、受益者に承諾のための催告をした日から 3 か月の期間が満了後にもみ撤回をすることができる。
- ② 新たな受益者の指定を伴わないのであれば、撤回は、場合に応じて、要約者又はその相続人に利益となる。
- ③ 撤回は、第三者である受益者又は諾約者がそれを知ったときから効力が生じる。

に承諾が必要なものとされ、第三者が承諾なく義務を負わされることで合意の相対効の原則が侵害されるのを防ぐという役割を果たすことになる⁽¹⁰⁶⁾。受益者は、受諾するか拒否するかは自由なので、その意思に反して負担を強制されることはない⁽¹⁰⁷⁾。ただし、受諾する場合は利益と負担をまとめて受け入れなければならないという合意対象の一体性が認められる⁽¹⁰⁸⁾。

2 グループ訴訟における集会的和解⁽¹⁰⁹⁾

(1) 条文の規定

グループ訴訟では、最終的な賠償額や認容判決の公示の結果として生ずるレピュテーションリスクが不確定であるから、訴訟に伴うリスクをコントロールするため、事業者が和解したいと考えるような場面は十分に想定される。そして、消費者法は、集会的和解に関する規定を2つ用意している。その一つである消費者法 L. 623-22 条は、「司法組織並びに民事、刑事及び行政の訴訟に関する 1995 年 2 月 8 日法律第 125 号第 2 編第 1 章所定の条件の下、L.623-1 条所定の個人的な損害の賠償を得るための調停には、原告団体のみが参加することができる」と規定する。これは、認可消費者団体によってなされるグループ訴訟の手続中に裁判所による調停がなされる可能性を示すとともに⁽¹¹⁰⁾、消費者がその当事者となることを排除するものである。もう一つの消費者法 L. 623-23 条は、「グループの名でされるすべての合意は、裁判官の許可に服する。裁判官は、合意が適用される可能性のある者の利益に適合していることを確認し、合意に執行力を付与する。当該合意は、関係する消費者に対しその合意に加入する機会を与えるために必要な公示の方法並びに当該加入の期間及び方式について明らかにする。」と規定する。これは、一般法に基づく和解と比べてユニークな規

4 遺言によってなされた場合は、死亡時に撤回の効力が認められる。

5 最初に指定された第三者は、その利益のためになされた契約を一度も享受していないものとみなされる。」

(106) TERRÉ et al., supra note 89, n° 711, p.783.

(107) BÉNABENT, supra note 103, n° 260, p.226.

(108) BÉNABENT, supra note 103, n° 260, p.226.

(109) 以下は Matthieu BROCHIER, la « transaction de groupe », *JCP E*, 2014, n° 49, p.1622 に負うところが大きい。

(110) BROCHIER, supra note 109, n° 49, p.1622.

消費者裁判手続特例法に基づく被害回復裁判手続の独自性と発展性 (3)

定である。

(2) 適用範囲

消費者法 L. 623-22 条及び同 23 条が「*médiation*」と題された節に位置することから、これらの規定は調停の場合にだけ適用されると考える余地もある。実際、憲法院は、グループ訴訟の合憲性の審査の判断の中で、消費者法 L. 623-23 条（旧 L.423-16 条）が調停に関する規定であるかのような説明をしている。すなわち、「L.423-15 条 [注：現 L. 623-22 条] 及び L.423-16 条 [注：現 L. 623-23 条] は、調停に関するもので、かつ手続の第 1 段階を始めた団体だけが調停に参加し、その合意が裁判官による許可を得るであろうと規定する」⁽¹¹¹⁾と述べている。

しかし、調停 (*médiation*) と勸解 (*conciliation*) は法的性質において異なることはなく、その手続主宰者が全くの第三者か裁判官・勸解人であるかの違いがあるにすぎないとされるのが一般的である⁽¹¹²⁾。そうだとすると、*médiation* は勸解、ひいては当事者間の和解一般を対象としていると理解するのも不可能ではないだろう。

そして、調停に起因する和解だけでなくグループ訴訟におけるすべての和解に消費者法 L. 623-23 条が適用されると考えるべきだと考えられる⁽¹¹³⁾。その理由は、法律の文言が「グループの名でされるすべての合意」という一般的なものになっていることが挙げられる。また、すべての和解を含むと広く解釈することは、消費者を保護し、消費者への賠償を容易にするという法の精神にも合致する。

(3) 和解内容の審査と和解内容の制限

消費者法 L. 623-23 条は、「合意が適用される可能性のある者」の利益に

(111) Cons. const., déc. n° 2014-690 DC, 13 mars 2014, consid. 8.

(112) HÉRON et LE BARS, *supra* note 54, p.943. 勸解とは、手続主宰者による和解勸試を意味する。フランスにおける *médiation* の位置付けなどについては、垣内秀介「フランスの ADR 法制」法律時報 85 卷 4 号 (2013 年) 50 頁以下、同「フランスにおける ADR」仲裁 ADR 法学会 = 明治大学法科大学院編『ADR の実際と展望』(商事法務、2014 年) 139 頁以下も参照。

(113) BROCHIER, *supra* note 109, n° 49, p. 1622. また、MAINGUY, *supra* note 62, pp. 81 et s. は、グループ仲裁の整備を指向する。

適合しているかどうかを確認するという任務を裁判官に課している。「合意が適用される可能性のある者」には、まだ明らかとなっていない関係消費者だけでなく、被告事業者も含まれると考えられる⁽¹¹⁴⁾。

また、消費者法 L. 623-23 条は、締結された和解が「関係する消費者に対しその合意に加入する機会を与えるために必要な公示の方法並びに当該加入の期間及び方式」を明らかにしなければならないとして、当事者の契約自由性に一定の制限を加えている。これは、責任判決後の公示及び加入と平仄を合わせた規定でもある。

これらの規定については、消費者保護の公序であるとの指摘があり⁽¹¹⁵⁾、この理解によれば、裁判所による許可又は公示等を欠く和解は無効であると理解されることとなる。

(4) あり得る和解の具体例

a. 事業者と一人又は複数の個別消費者との和解

被告事業者は、認可消費者団体によって既に提訴されていたとしても、関係する一人又は複数の消費者と直接かつ個人的に和解することができる。これは、民法第 2044 条所定の一般法規範の適用の帰結である。同様に、消費者も、個人で訴えを提起しない又はグループ訴訟を利用しない代わりに賠償を得るといった目的で事業者と個人的に和解を締結することができる。

このような形での和解は最初のグループ訴訟で既に想定されており、Foncia 社に対するグループ訴訟を開始した UFC Que choisir⁽¹¹⁶⁾は、自己のインターネットサイトで次のような内容を消費者に向けて公表した。すなわち、手続対象者は Foncia によって提案された和解を自由に受け入れることができるが、その金額が最終的に裁判官によって採用される賠償より少なくともグループ訴訟を利用することができなくなる旨を教示したのである⁽¹¹⁷⁾。これは、上記のような理解を前提とするものと考えられる。

この和解の場合、特定人を対象とするものであるから、「グループの名

(114) BROCHIER, *supra* note 109, n° 49, p.1622.

(115) BROCHIER, *supra* note 109, n° 49, p.1622.

(116) フランス最大の消費者団体である。町村泰貴「フランス・グループ訴訟の実例」名古屋大学法政論集 270 号 (2017 年) 313 頁参照。

(117) v. BROCHIER, *supra* note 109, n° 49, p.1622.

でされる合意」(消費者法 L. 623-23 条) が問題となるわけではない。つまり、消費者法 L. 623-23 条は適用されず、一般の和解の規律に従うこととなる。したがって、和解は当該合意に署名した当事者間でのみ既判力を有することとなり(民法第 2052 条)、その当事者は、任意で一般法上の許可を要求することができる。そして、その他の関係消費者は、この特定人のための和解の適用を主張することができず、事業者と別の和解を交渉するか又は個人で訴えを提起しなければならないこととなる。

b. 事業者と認可消費者団体との間でなされる和解

(a) グループ訴訟前の和解

事業者と認可消費者団体の和解については、まず、グループ訴訟の前に和解をするという場面が考えられる。民法典第 2044 条は「将来の紛争を予防する」ための和解を許容しているため、そのような和解も同条の射程に含まれる。

現に、団体によるグループ訴訟前の和解(裁判外の和解)が正当化されることを前提とすると見られる動きが散見される。具体的には、法務大臣による 2014 年 9 月 26 日の通達⁽¹¹⁸⁾は、「グループ訴訟が開始されていないならば、訴訟係属の前に、つまり裁判外で、認可消費者団体が関係する事業者と調停の方法を試みることは妨げられない」との見解を示している。

このように、グループ訴訟前の和解が観念され得るとしても、手続的な観点からそのような和解に制限を加える余地は存する。例えば、消費者法 L.623-1 条によって認可消費者団体に与えられた授權は裁判上の訴えに限定され、しかも「消費者が被った個人的な損害の賠償を得る」ためのみ許されているのは、厳格に解釈されるべき「何人も代理人によって訴訟せず」との原則の例外であるから、法定範囲でのみ認可消費者団体は行動することができる旨の指摘がなされている⁽¹¹⁹⁾。

(b) グループ訴訟後の和解

次に、グループ訴訟の開始後に事業者と原告消費者団体が和解する場合はどうか。消費者法 L. 623-23 条の想定通り、原告消費者団体は、「グルー

(118) Circulaire du 26 septembre 2014 de présentation des dispositions de la loi n° 2014-344 du 17 mars 2014 relative à la consommation.

(119) BROCHIER, supra note 109, n° 49 p.1622.

ブの名で」事業者と和解することができる。もちろん、当該和解に加入しない消費者はこの和解に拘束されず、個人的に訴えを提起する又は個別的な和解を申し出ることができる⁽¹²⁰⁾。

それでは、グループ訴訟開始後に裁判外の和解をすることも可能であると考えることができるか。この点について、(a) で前述した2014年9月26日の通達は、グループ訴訟開始後は裁判外の和解であっても消費者法L. 623-23条の適用を受けることを前提としているように読める。同通達がどこまで想定したものかは必ずしも明らかではないが、(3) で前述した通り消費者法L. 623-23条が消費者保護の公序を構成するのであれば、裁判所の許可を経なければならないと解する余地がある。実際、消費者法L. 623-23条は裁判内/外を区別することなく「グループの名ですべての合意」が裁判所の許可に服するとしている。同条の趣旨が(主に)消費者の利益保護にあり、裁判所の許可を受けて執行力を有する和解の方が消費者に有利であることからすると、同条は消費者により有利な裁判上の和解のみを認めたと理解することもできる。

2 消費者法以外のグループ訴訟における和解的解決

2016年法では、集合的和解について、消費者法L. 623-22条及び同23条に相当する規定がそれぞれ75条及び76条に規定されている。したがって、消費者法以外のグループ訴訟においても上記の議論がそのまま妥当すると考えられるが⁽¹²¹⁾、1つだけ異なり得る点として、2016年法第64条第2項がグループ訴訟の開始を催告から4か月後にのみ認めていることから⁽¹²²⁾、前述したグループ訴訟前の和解がなされる場面が増加する可能性があることを指摘することができる。

この第64条2項は、前記通達も認める通り、グループ訴訟開始前には裁判所による義務的許可等に関する規定が適用されないことを前提としたものであるが、その理由は必ずしも明らかではない。

(120) BROCHIER, *supra* note 109, n° 49 p.1622. もっとも、同論文では、団体によってなされた和解よりも高額の支払が認められるとは想像し難いとされる。

(121) 公衆衛生法L.1143-6条以下はより詳細に調停の実施方法について規定しているが、2016年法に含まれているように、その実質において異なるところはない。

(122) 本章第一節第二款第二目5参照。

第三節 小括

ここまでの検討からすると、まず、先行的な確認訴訟の理論的基礎について、グループ訴訟は、一種の集団的利益である個別的で均質な利益を前提に、当該利益に基づき先行的な確認訴訟を認めたものであると理解できよう。これは、第1段階目の手続に限って見れば、従来認められていなかった原告団体に訴権、具体的には確認の訴えの利益を認める理論構成であると考えられる。その背景には、私訴権に関する議論に見られるように、集団的利益論が未確定の実体的利益を訴訟物として認める理論構成であり、必ずしも権利性を含意せず展開されたことから、個別的利益（の侵害を理由とする損害賠償請求訴訟）との両立が求められるグループ訴訟に応用する余地があったという点が重要である。

また、個別的で均質な利益論を前提とすると、手続対象者がグループに加入する前の段階では、原告団体は2段階目の手続における訴訟追行資格を有しないこととなる。そのことを反映してか、グループ訴訟は、グループの名でされる和解（損害額等に関する合意を含む和解）について、裁判所による和解内容の審査及び許可という規律を特別に用意している。この規律は必ずしも理論的に整理されているわけではないが、このグループの名でされる和解を構成する実体法及び手続法上の諸要素を考慮すると、一定の示唆を得ることが可能であるように思われる。まず、実体法の観点からいえば、ここでの和解は第三者のためにする契約による和解であると考えられる。そして、和解が互譲によって特徴付けられることからすると、第三者のためにする契約による和解は第三者の権利を処分する性質を有しており、その意味で第三者に一定の負担を伴う第三者のためにする契約となる。このような負担を伴う第三者のためにする契約が認められるかについては実体法上議論の余地があるものの、第三者の承諾を要件として負担の発生を許容するのが今日における多数の見解であることが確認できた。ただ、この種の第三者のためにする契約は、第三者が承諾の判断をすることが前提となるから、第三者が和解内容などを確認できる状態にあることが望ましい。裁判所による和解内容の審査及び許可も、このような第三者保護の措置を担保することに資するだろう。他方で、手続法上の観点から見ると、手続対象者の聴聞を前提としない以上は踏み込んだ審査はなされないと考えられることから、和解文言などを通じて、グループの名でする和解が手続対象者の利益に適合しているか否かが審査されることとなる。

このような緩和的な審査で足りるとの理解は、和解がなお当事者の意思に基づいているとの上記前提に支えられていると考えられる。その意味で、ここでの手続的な規制は、当事者が自らの意思に基づいて判断するための前提を整えるものと位置付けることになるだろう。

最後に、手続対象範囲についても、実体法上の議論と手続法上の議論を分けて考えることができる。実体法及び手続法で共通する視点（立法事実）としては、通常想定される提訴数におよそ達していない紛争類型について、グループ訴訟が創設されているという点が挙げられる。もっとも、個別的で均質な利益という理論構成を前提とすると、手続理論的には2段階型の訴訟を制限する必要はなく、2016年法によってもグループ訴訟の共通枠組みが明文化されているところである。実体法的な消費者などという属性も特に重視されてないところであった。これに対し、実体法の観点からすると、グループ訴訟を創設するのは提訴数の少なさを補うためであり、提訴数の少ない事例における典型的な被害の救済が図られれば一応の目的は達せられる。すなわち、典型的に想定される損害以外の損害については、通常想定される提訴の中に含まれず、グループ訴訟の立法事実が乏しい状況にあるといえる。このような2つの視点を併せて考えると、実体法的に救済されるべき典型的な損害（財産的損害と人身損害の2つが想定されている）が個別的に規定されていることにも意味があり、手続対象範囲を拡大する意義を考える上で一定の示唆があるように思われる。

※本稿は、一橋大学学位論文（博士（法学））に加筆・修正を加えたものである。研究に際しては、JSPS 科研費 JP19J11555、JP 22K13311 の助成を得た。